◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（厚生労働省）

1　後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を六二万円から六四万円に引き上げることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

2　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二八万円から二八万五、〇〇〇円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五一万円から五二万円に引き上げることとした。（第一八条第四項関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七号）（厚生労働省）

1　令和二年度及び令和三年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一一・四一とすることとした。（第一一条の二関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六一万円から六三万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を一六万円から一七万円に引き上げることとした。（第二九条の七第二項及び第四項並びに附則第四条第二項関係）

2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二八万円から二八万五、〇〇〇円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五一万円から五二万円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

政　令

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十三号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「ニ及びヲ」を「ヘ及びヨ」に改め、カをツとし、同号ワ中「原油又はガス」を「動植物に由来する有機物」に、「リ」を「ヲ」に改め、同号ワを同号ソとし、同号ヲを同号ヨとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ　蓄電に関する事業（ヨに規定する事業を除く。）

レ　インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

第三条第二号中ルを カとし、トからヌまでをヌからワまでとし、ヘをチとし、チの次に次のように加える。

リ　水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業

第三条第二号中ホをトとし、ニをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ　空港に関する事業

ホ　港湾に関する事業

第五条第一号ツを同号ムとし、同号ソ中「原油又はガス」を「動植物に由来する有機物」に、「リ」を「ヲ」に改め、同号ソを同号ラとし、同号中レをナとし、ワからタまでをレからネまでとし、ヲをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ　蓄電に関する事業（ヨに規定する事業を除く。）

第五条第一号中ルを カとし、トからヌまでをヌからワまでとし、ヘをチとし、チの次に次のように加える。

リ　水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業

第五条第一号中ホをトとし、ニをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ　空港に関する事業

ホ　港湾に関する事業

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三